

相手国政府・ 相手国勝機閣 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ミクロネシア	ネシア連邦政府に対する 贈与に関する日本国政府とミク ロネシア連邦政府との間の交換 公文	経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係 当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金 の贈与	300,000千円 -----	H27.7.8 コロニア で (同日)	日本側 坂井眞樹在ミクロ ネシア大使 ローリン ミクロネシア側 S・ロバート外務大臣	H27.7.22 261号
ミクロネシア	ミクロネシア連邦政府に対する 贈与に関する日本国政府とミク ロネシア連邦政府との間の交換 公文	経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係 当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金 の贈与	100,000千円 -----	H27.7.8 コロニア で (同日)	日本側 坂井眞樹在ミクロ ネシア大使 ローリン ミクロネシア側 S・ロバート外務大臣	H27.7.22 262号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をHO.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。